

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

## －今号の目次－

- ◆ こども家庭庁 令和7年度 保育関係予算概算要求……………1

## ◆ こども家庭庁 令和7年度 保育関係予算概算要求

全保協ニュース No.24-18（令和6年9月2日発信）にて、こども家庭庁の令和7年度予算概算要求についてお伝えしました。9月2日付で、保育関係予算の概算要求に関する詳細資料も公表されましたので、全保協ニュース No.24-18 に一部加除するかたちでお知らせいたします（全保協 No.24-18 とあわせてご確認ください）。

### 第1 こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化

#### 2 DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減

##### (2) DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減

##### ②保育DXの推進等

##### ・ 保育DXの推進：

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なるICT環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『iii 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。

##### ・ 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を推進するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、性被害防止のための設備支援を行う。

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 589億円の内数 (459億円の内数)

**事業の目的**

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。

**事業の概要**

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につながる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

**実施主体等**

【実施主体】 都道府県、市区町村、民間団体

【補助基準額】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

- (1) 翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円
- (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円
- (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入  
(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円
- (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円
- (5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定
- (6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

**(9) こども誰でも通園事業所のICT化等を行うためのシステム導入**

**ICT未導入の場合・・・1施設当たり 50万円、ICT導入済みの場合・・・1施設当たり20万円**

【補助割合】 (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (\*国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 (\*国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

(3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※(7)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(7) 国：1/2、市区町村：1/2

(8) 国：定額

**(9) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4**

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 (\*国：2/3、自治体：1/3 (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

(\*自治体(都道府県・市区町村)において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

令和7年度概算要求額 49億円（－億円）

事業の目的

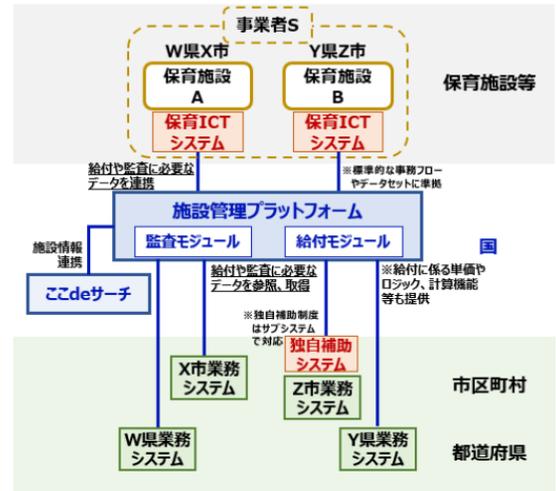
- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。
- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンスオンリー（※）を実現するために、
  - ・ 保育施設等の保育ICTシステム
  - ・ 自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）等と連携し、
    - ①給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調査等）
    - ②給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
    - ③監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）
 等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」における議論等を踏まえつつ、検討。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 589億円の内数（459億円の内数）

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が保育施設等と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある保育所等において、以下の取組を単一ではなく、システム間でデータ連携するなど包括的なものとして複数ショーケース化する取組に対する支援を行う。

- ・ 保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理、実費徴収等のキャッシュレス決済
- ・ 午睡センサーなど睡眠中の事故防止対策
- ・ AIカメラによる子供の見守り



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たった伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費に対する支援を行う。



実施主体等

【実施主体】保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】定額

### 3 妊娠期からの子育て期の包括的な切れ目のない支援

#### (3) 乳幼児健診等の推進

##### ① 乳幼児健康診査の推進

- ・ 「1か月児」及び「5歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して健康診査の費用に対し補助を行う。(令和5年度補正予算の事業の継続実施)
- ・ 「1か月児」、「3～6か月児」、「9～11か月児」、「5歳児」健診等の実施を推進するための体制整備の支援を行う。

こどもまんなか  
こども家庭庁

#### 「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業

新規

成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額 16億円(－億円)

##### 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期(「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」)の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。  
※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことにより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

##### 事業の概要

###### ◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

###### ◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

###### ① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

###### ② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見(精神発達の状況、言語発達の遅れ等)、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

###### ◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等(発達障害等の疑いを含む。)と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

##### 実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

【補助単価】① 6,000円/人(原則として個別健診) ② 5,000円/人(原則として集団健診)

52

## 第3 より良い子育て環境の提供

### 2 保育の質の向上等

#### (1) 保育の質の向上等の推進

- ・ 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

<子ども・子育て支援体制整備総合推進事業> 令和7年度概算要求額 32億円の内数（26億円の内数）

事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

事業の概要

- (1) 保育の質の向上のための研修事業  
保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。
- (2) 保育士試験合格者に対する実技講習事業  
保育士試験により保育士資格を取得した、保育所等での勤務経験がない者に対し、実技講習を実施する。
- (3) 保育実習指導者に対する講習事業  
保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行う。
  - ア 保育実習における学生への指導
  - イ 保育実習計画の策定
  - ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額（案）】

- (1) 受講者1人当たり11千円
- (2)、(3) 受講者1人当たり19千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県又は市町村：1/2

83

令和7年度概算要求額 48百万円（-百万円）

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

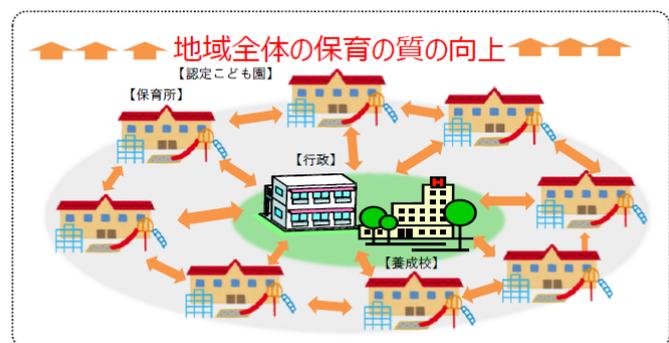
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

(中核的機能の例)

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

(想定される取組の例)

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）

【委託基準額】

都道府県等1か所当たり 800万円程度

81

### (3) 保育所整備費等の支援

- ・ こども誰でも通園制度や人口減少地域における多機能化などの地方自治体の取組を積極的に支援するため補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）。※併せて待機児童数等を踏まえ嵩上げの要件等の見直しを行う。

**就学前教育・保育施設整備交付金** 拡充

成育局 保育政策課

令和7年度概算要求額 393億円+事項要求(245億円)

**事業の目的**

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

**事業の概要**

- 【対象事業】
  - ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
  - ・ 公立認定こども園整備事業 ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業 ・ 乳児等通園支援事業

**実施主体等**

【実施主体】 (私立) 市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村  
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園(認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設  
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施事業所 等  
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【補助割合】  
(私立) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合) (※)  
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4  
※要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。  
(公立) 原則国1/3、設置者(市区町村)2/3  
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。  
※乳児等通園支援事業の補助率は国1/2、設置者(市区町村)1/2

【拡充内容】  
特定非常災害指定された自治体について、発災後3年間補助率を嵩上げする。(1/2→2/3)

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策及び資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。

85

**保育所等改修費等支援事業**

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和7年度概算要求額 589億円の内数(459億円の内数)

**事業の目的**

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。  
(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

**事業の概要**

- 【対象事業】
  - (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
  - (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
  - (5) 家庭的保育改修等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修等支援事業

**実施主体等**

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(R6)】 ※①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合			
1施設当たり	利用(増加)定員19名以下	17,708千円	(① 23,611千円、② 27,153千円)
	利用(増加)定員20名以上59名以下	31,874千円	(① 37,777千円、② 41,319千円)
	利用(増加)定員60名以上	64,929千円	(① 70,833千円、② 74,374千円)
老朽化対応の場合 1施設当たり			
(2) 1事業所当たり		31,874千円	(① 37,777千円)
(3) 1施設当たり		25,972千円	(① 37,777千円、② 41,319千円)
(4) 1施設当たり		25,972千円	(① 37,777千円、② 41,319千円)
(5) 1施設当たり		37,777千円	(② 41,319千円)
(5) 保育所で行う場合	1か所当たり	25,972千円	(① 37,777千円、② 41,319千円)
(5) 保育所以外で行う場合	1か所当たり	2,833千円	
(6) 1事業所当たり		改修費等 4,324千円	礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) ※(6)は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
(5)、(6) ※(6)は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2  
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合) (※)  
(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3  
※要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。

※資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。

86

(7) こども誰でも通園制度の制度化

- ・ こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。

※「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を実施する。

- ・ 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数 + 事項要求 (2,074億円の内数)

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

- 令和7年度においては、令和8年度の本格実施を見据え、自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにした上で、地域子ども・子育て支援事業において実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センターなど様々な施設・事業において行う。
- こども1人当たりの利用上限時間や人員配置、設備運営基準については、令和6年度の試行的事業の状況や「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論も踏まえて設定する。

実施主体等

【実施主体】市町村（市町村が認めた者への委託等可。）

【対象児童】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【補助単価】人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限について、今後の検討会の議論等を踏まえながら設定予定

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| ①乳児等通園支援事業の実施に必要な経費             | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ②指導監督員の雇上げに必要な経費                | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ③賃借料加算（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る） | 1事業所当たりの年額を想定 |

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

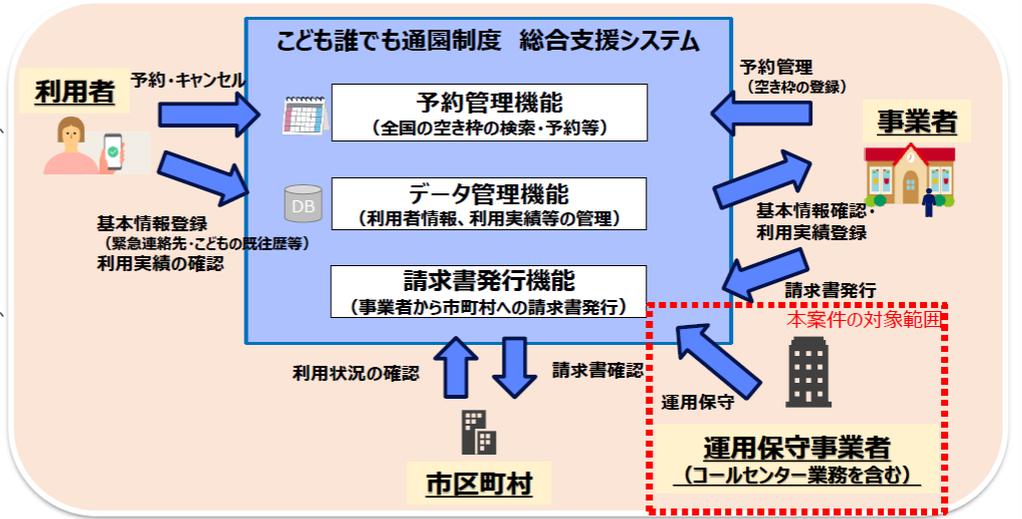
令和7年度概算要求額 19億円の内数（-億円）

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守及びコールセンターの設置を行う。

事業の概要

- 令和7年度より稼働する総合支援システムにより、
  - ・利用者は空き情報の検索や予約、
  - ・事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
  - ・市区町村は利用状況の確認や請求書の確認
 などを行うことができるようになり、その運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。  
 また、併せてコールセンターについても設置する。



実施主体等

【実施主体】国（委託）

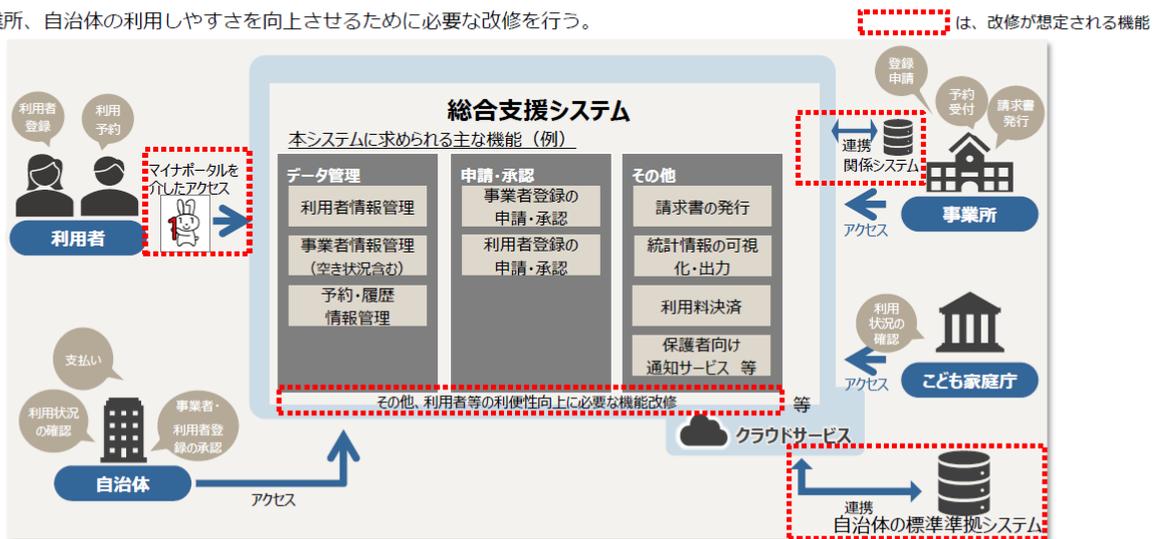
令和7年度概算要求額 19億円の内数（-億円）

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの機能の充実のため、関係システムとのAPI連携等の課題解決に向けた改修を行う。

事業の概要

- 利用者、事業所、自治体の利用しやすさを向上させるために必要な改修を行う。



実施主体等

【実施主体】国（委託）

## (8) 過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業

- ・ 過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

こども家庭庁

### 過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

新規

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度概算要求額 589億円の内数（459億円の内数）

事業の目的

● 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、子どもを預けて働く場や子どもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。過疎地域の保育所が、その規模の小ささ故に国基準を満たした子育て支援事業の実施が困難であること等にも鑑み、地域の人々も交えた様々な取組（国基準以下の子育て支援事業や当該施設の独自事業等）にかかる具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

事業の概要

【事業内容】

● 過疎地域に所在する既存の認可保育所・認定こども園または小規模保育事業所（※1）で、利用児童数の増加は見込めないが、地域の維持や発展のために当該施設の存続が不可欠な場合に、当該施設が実施する地域の人々も交えた様々な取組（※2）にかかる運用上の工夫や課題、効果等を検証し、モデルを構築するための取組について支援する。

※1 本事業を使って新たに認可保育所等を開所する場合は対象としない。

※2 行政との連携による取り組みだけでなく、園が独自に行う取り組みも含む。ただし、既存の国庫補助事業や営利を目的とする事業については、本事業の対象外とする。

● モデル事業の実施自治体においては、対象施設の選定のために検討会等を開催するとともに、具体的な実施内容や地域との関わり方など、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。

【対象施設】

● 利用児童数の増加は見込めないが、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設であり、地域の人々も交えた様々な取組を実施する施設であって、自治体の検討会等により選定された施設（※3）。

※3 実施施設数は1施設に限定せず、モデル事業の実施自治体において、複数の施設を定めて実施しても差し支えない。

● ただし、自治体の計画等（※4）において、当該施設の存続について言及がされているなど、地域の維持・発展のために当該施設の存続が必要であることについて自治体全体で意思決定がされていること。

※4 市政全般や街づくりに関する計画や復興に関する計画だけでなく、保育や子育て分野に限定した計画も含む。ただし、計画策定のスケジュール上、総合計画等に記載できない場合は、それまでの間、市町村こども・子育て会議等において、当該保育所の存続について合意形成している場合でも差し支えないこととする。

【対象自治体】

● 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）のうちの「過疎地域」とみなされる地域（旧市町村）であって、令和7年度以降の整備計画（※令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて設定）の採択を受ける自治体。

実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額（案）】一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した奥能登4市2町で実施する場合。

認可保育所

配置基準上の職員

配置基準以上の職員

様々な取組

97

## 3 こどもの安心・安全の確保

### (3) こども性暴力防止法の施行に向けたシステム開発等

- ・ こども性暴力防止法を円滑かつ着実に施行するため、令和7年度に行う重要課題・論点の検討やガイドライン等の作成のため調査研究や有識者会議の開催、これらを踏まえた広報活動等を行う。
- ・ こども性暴力防止法の施行に当たり、民間教育保育等事業者からの認定申請、対象事業者からの犯罪事実確認書の交付申請、定期報告等の受付、審査等を行い、これらの認定・交付・監督するシステムの設計・開発を行う。

9

令和7年度概算要求額 3.3億円（－億円）

事業の目的

- こども性暴力防止法について、施行日（公布日（令和6年6月26日）から2年6月内の政令で定める日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うとともに、必要な周知広報を行う。

事業の概要

- 各種ガイドライン、マニュアル、研修教材等の作成
  - ・ 本法の円滑・確実な施行に向け、政令府令等の立案と並行して、事業者等が制度の詳細・留意点や手続の流れを理解できるよう、ガイドライン・マニュアルを作成・提供する。
  - ・ 事業者に対し、性暴力防止のために取り組むべき事項等に係る研修を、対象事業に従事する者に受講させる義務を課すに当たり、適切な研修の実施及び負担軽減のため、研修教材を作成・提供する。
  - ・ 認定事業者が、内閣総理大臣が定める表示を広告等に付すに当たり、保護者等が本法の認定事業者であることを一見して分かるようにし、民間教育保育等事業の選択の際に役立てることができるよう、認定マークを作成する。
- 広報活動及び法制度説明会の開催
 

本法の円滑・確実な施行のためには、多岐にわたる関係事業者、従事者・従事予定者、関係機関等において、本制度の内容の理解を深めてもらうことが肝要であるため、これらの者等に対して幅広く制度を説明する機会を設ける。
- 重要課題の検討のための経費（委託調査研究の実施・有識者会議の開催）
 

児童対象性暴力等を防止する措置を講ずる上での留意点や中期的課題など専門的な知見を要する事項について、委託調査研究及び有識者会議において検討する。

実施主体等

【実施主体】 国

104

令和7年度概算要求額 19億円（－億円）

事業の目的

- こども性暴力防止法について、施行日（公布日（令和6年6月26日）から2年6月内の政令で定める日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うため、本制度の施行に必要な関連システムの開発等を行う。

事業の概要

- 本法においては、
  - ・ 民間教育保育等事業者からの認定申請
  - ・ 対象事業者（学校設置者等・認定事業者等）からの犯罪事実確認書の交付申請
  - ・ 対象事業者からの定期報告等
 に対して、行政が認定・交付・監督を行うこととなる。
- このため、事業者、行政等においては膨大な事務作業が生ずることとなる一方、こどもの安全確保の仕組みであることや犯罪歴の有無等の極めて機微な情報を取り扱うことから、これを誤りなく正確に処理することが必要となる。また、事業者は犯罪事実確認を行うまでは従事者を対象業務に従事させることができなくなるため、必要な事務を円滑・迅速に処理することも必要であり、これらに対応するための、必要な情報システムの設計・開発を行う。
- また、本法の施行準備と並行して、情報システムの設計・開発等を期限内に完了させるため、作業計画と実施状況の乖離、日々生じる課題等を的確に把握して、解決策を講じる進捗管理・業務管理が重要である。このため、情報システムの設計・開発等とは別に、こうしたノウハウ・専門的知見を持つ事業者への委託を行う。

実施主体等

【実施主体】 国

105

## 第4 すべてのこどもの健やかな成長の保障 1兆1,712億円の内数+事項要求

### 3 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等

(1) こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等

⑧ 「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進・児童福祉司の任用資格の1つとして位置付けられた「こども家庭ソーシャルワーカー」について、資格取得が進むよう受講希望者が研修等に参加しやすくなるための補助を行い、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。

こどもまんが  
こども家庭庁

### こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

支援局 虐待防止対策課

	<児童入所施設措置費等国庫負担金>	令和7年度概算要求額	1,533億円の内数（1,485億円の内数）
	<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>	令和7年度概算要求額	293億円の内数（177億円の内数）

**事業の目的**

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

**事業の概要**

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助  
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助  
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。
- ③-a 資格取得者の配置に対する手当の補助  
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る手当の補助を行う。
- ③-b 資格取得者の配置に対する手当の補助  
児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算（手当）を設ける。

**実施主体等**

<p><b>【実施主体】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村</li> <li>② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市</li> <li>③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村</li> <li>③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等</li> </ol> <p><b>【補助基準額】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①（受講ルートにより異なる）</li> <li>② 1日あたり8,620円</li> <li>③-a 240千円</li> <li>③-b 292千円</li> </ol>	
--	--

**【補助率】**

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- ③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは 国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4

※③-bについては、児童入所施設措置費等国庫負担金にて対応

詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

こども家庭庁>ホーム>政策予算・決算・税制

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget>

11